

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（078-341-2130）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 7 日

神戸地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 細 見 隆 斗

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 24 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 6 日 午前 10 時 00 分 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 27 日 午後 2 時 00 分 神戸地方裁判所第 3 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	15,450,000 12,360,000	一括	3,090,000	103,478	26,008
1	3,800,000				
2	11,650,000				

物 件 目 録

1 所 在 三田市富士が丘五丁目

地 番 10番13

地 目 宅地

地 積 187.49平方メートル

共有者 A 持分100分の52

共有者 B 持分100分の48

2 所 在 三田市富士が丘五丁目10番地13

家屋 番号 10番13

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 81.98平方メートル
2階 81.98平方メートル

共有者 A 持分100分の52

共有者 B 持分100分の48



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 21 日

神戸地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 細 見 隆 斗

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 三田市富士が丘五丁目
 - 地 番 10番13
 - 地 目 宅地
 - 地 積 187.49平方メートル
 - 共有者 A 持分100分の52
 - 共有者 B 持分100分の48

- 2 所 在 三田市富士が丘五丁目10番地13
 - 家屋 番号 10番13
 - 種 類 居宅
 - 構 造 木造スレートぶき2階建
 - 床 面 積
 - 1階 81.98平方メートル
 - 2階 81.98平方メートル
 - 共有者 A 持分100分の52
 - 共有者 B 持分100分の48



令和8年(ケ)第48号
令和8年4月30日受理
令和8年 5 月 28 日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所
執行官 大 島 俊 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 三田市富士が丘五丁目
 地 番 10 番 13
 地 目 宅地
 地 積 187.49 平方メートル

共有者 A 持分 100 分の 52
 共有者 B 持分 100 分の 48

2 所 在 三田市富士が丘五丁目 10 番地 13
 家屋 番号 10 番 13
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 81.98 平方メートル
 2 階 81.98 平方メートル

共有者 A 持分 100 分の 52
 共有者 B 持分 100 分の 48



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	三田市富士が丘5丁目10番地13			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 雑種地(物件)			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(共有) ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(共有) ☐ その他の者() 上記の者らのうちAが本建物を住居として利用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項(3枚目)」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年()第 号 保管開始日 年 月 日]			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 本件物件の占有状況について、物件2建物の門柱に共有者A及び債務者兼共有者Bの表札が姓で表示されており、公共料金関係の宛名がAとなっていたほか、立入調査の結果から2枚目のとおりと判断した。
- 2 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。
- 3 物件2建物について
- (1) 物件2建物は登記内容に符合する建物である。
- (2) 2世帯住宅となっており、2階にもシステムキッチンが存在する。
- (3) 2階東側に洋室が2室あるが、もともとは一部屋だったところ、仕切りを設置したという。
- (4) 室内の状態について、目視で確認した限りでは、(1) 階段の壁クロスにしみや汚れが散見された。(2) 階段の手すりを外した痕が数か所確認できた。(3) 2階はすでに退去済みのようで動産類はほぼなかった。(4) 1階のキッチン換気扇付近でタバコを吸っているとのことであった。その他経年劣化相当のいたみ、汚れ等があると思われるが、特段損傷は確認できなかった。
- (5) ガスで発電できるエネファーム(大阪ガス)を使用している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (共有者、Bの父親)	1 2世帯住宅で2階はBら家族が住んでいましたが引っ越ししました。現在は家族で居住しています。 2 タバコは1階のキッチン付近で吸っています。 3 ソーラーパネルはありません。 4 ペットは飼育していません。 5 自家発電できる大阪ガスのエネファームを利用しています。 6 2階に2つの洋室がありますが、以前は一つの部屋でしたが、仕切りを作りました。 7 過去に事件又は事故等はありません。 8 第三者に貸したことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

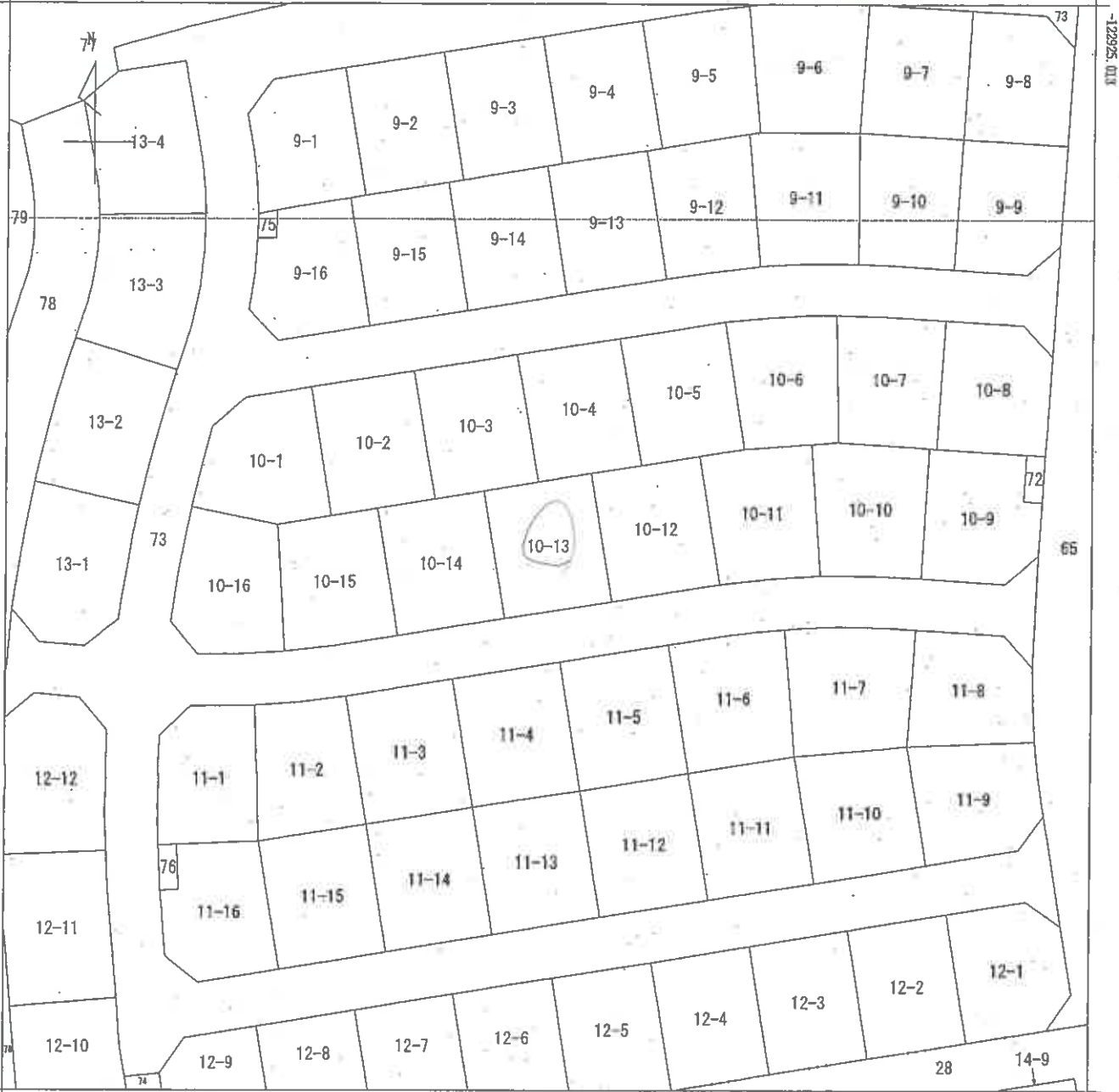
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年5月1日(金) 14:15-14:40	神戸地方法務局 三田出張所	公図等及び全部事項証明書交付申請
R8年5月1日(金) 14:55-15:10	物件所在地	外観確認、写真撮影、Aに通知書及び照会書を手交
R8年5月15日(金) 11:25-11:55	物件所在地	立入調査、写真撮影、Aから事情聴取及び評価人帯同
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和8年5月15日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人の立会いの下、解錠技術者が解錠し、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

(座標値種別：図上測定)

+79421.624



地番区域見出
富士が丘5丁目
富士が丘
6丁目

請求部	所在	三田市富士が丘五丁目				地番	10番13			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和62年7月20日				備付年月日(原図)			補記事項		

請求番号：8-6

(1/1)

公用

(6枚目)

登記年月日：平成19年10月15日

各階平面図

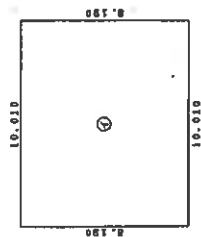
建物図面
各階平面図

家屋番号 10番13

建物の所在 三田市富士が丘5丁目10番地13

平成19年10月15日

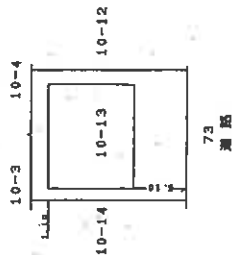
1階2階（各階平面図）



床面積

$$\text{① } 10.010 \times 8.190 = 81.98190$$

床面積 81.98 ㎡



本図面はB4版をA4版に縮小したものである



縮尺 1/250

作成者

申請人

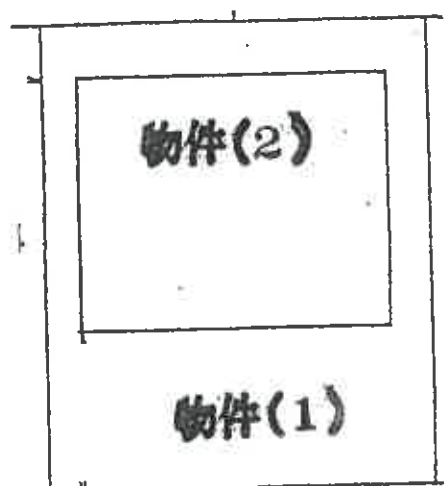
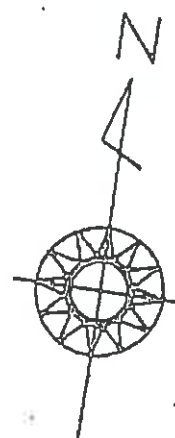
縮尺 1/500

066034

(大阪土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図

(←○は写真番号および撮影位置・方向)



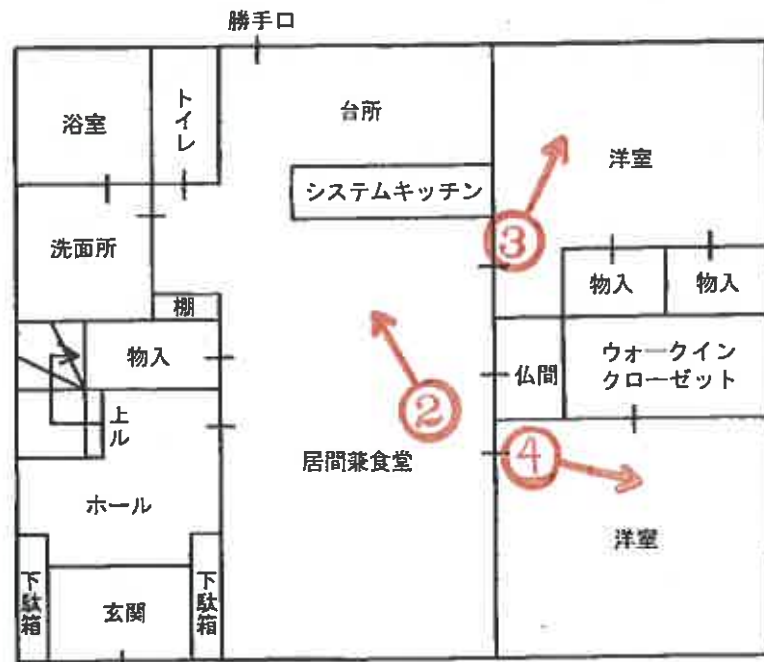
道路

当図面は、土地と建物とのおおよその位置関係を示した参考図であり、
土地及び建物の範囲・境界を確定的に示すものではない。

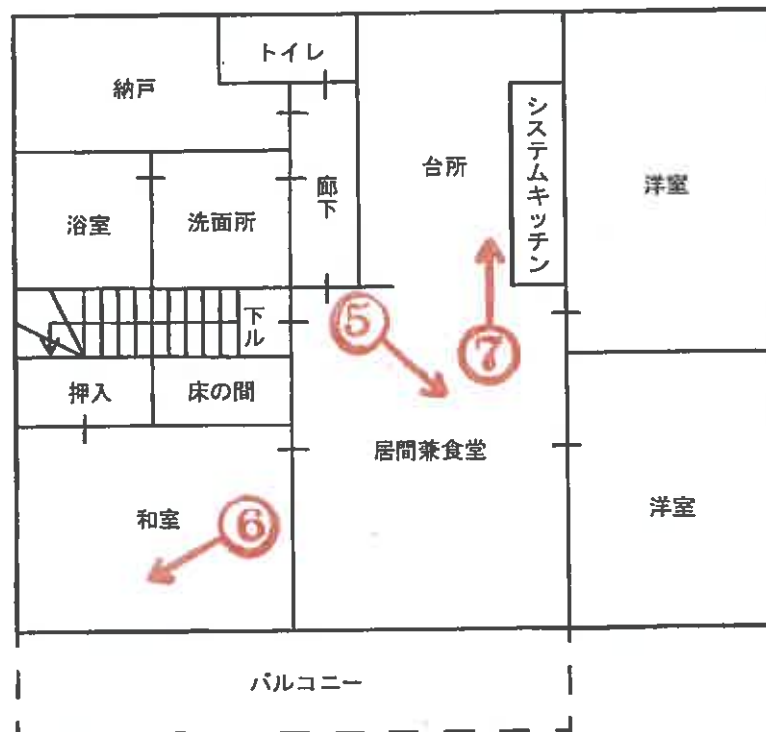
令和8年（ケ）第48号

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

建物間取図



1階



2階



①



②

③



④



(11枚目)



⑤



⑥

⑦



令和 8 年 (ケ) 第 48 号
令和 8 年 5 月 15 日 現地調査
令和 8 年 5 月 25 日 評 価

神戸地方裁判所
第三民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松崎 庄二

第1 評価額

一 括 価 格	
金15,450,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金3,800,000円
物件2(建物)	金11,650,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	神戸電鉄線 フラワータウン駅の北西方 約1km（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 100 % 防火指定なし 第1種高度地区、北摂三田フラワータウン地区計画、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 187.49 m ² の ほぼ整形地	
接面道路の状況	南側 約6m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成19年10月6日 新築 経過年数 19 年程度 経済的残存耐用年数 15 年程度
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : クロス壁等 天 井 : クロス等 床 : タタミ・フローリング等 設 備 : 特にない そ の 他 : 二世帯住宅
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・1階、2階に分かれた二世帯住宅となっている。 ・壁クロスに汚れ等が一部見られる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	62,500	1.03	187.49	0.90	10,860,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 （三田（県）－9）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $63,800 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/102 \approx 62,500$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不 要 (1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/102 \times 100/100 \times 100/100 \approx 100/102$

イ 個別格差：方位等 (1.03)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	163.96	0.38	11,210,000

ウ 現価率

経過年数19年、経済的残存耐用年数15年、経済的全耐用年数34年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)}
 $\times (1 - \text{観察減価}0.2) \approx 0.38$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
1	10,860,000	0.50	法定地上権	5,430,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,860,000	-5,430,000		1.00	0.70	3,800,000
2	11,210,000	+5,430,000	1.00	1.00	0.70	11,650,000
一 括 価 格 (合 計)						15,450,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (三田(県)ー9)
所 在 : 三田市武庫が丘4丁目3番15
価 格 : 63,800円/㎡
位 置 : 神戸電鉄線「フラワータウン」駅より道路距離800m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 220㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 北東側幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%)
地 域 の 概 要 : 中規模戸建住宅が建ち並ぶ熟成した住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和7年度)
物件1 : 7,668,341円
物件2 : 6,113,339円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物間取図
- 5 現況写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 三田市富士が丘五丁目

地 番 10番13

地 目 宅地

地 積 187.49平方メートル

共有者 A 持分100分の52

共有者 B 持分100分の48

2 所 在 三田市富士が丘五丁目10番地13

家屋 番号 10番13

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 81.98平方メートル

2階 81.98平方メートル

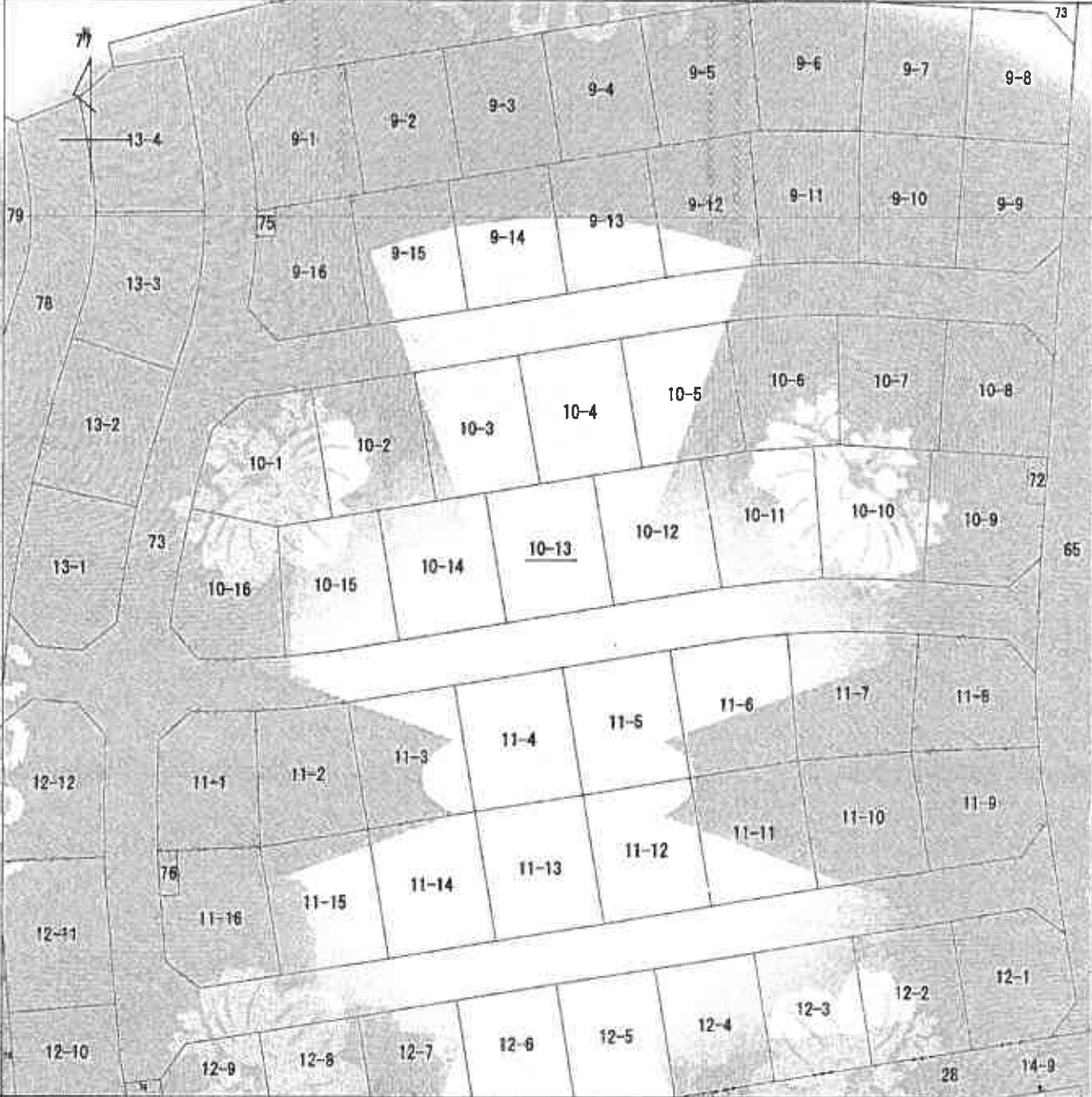
共有者 A 持分100分の52

共有者 B 持分100分の48





※ 国土地理院地図データを基に加筆、作成した。



+79295.624 (座標値種別：国上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置と範囲にした不動産登記所定の地図が補え付けられるまでの間、これに代わるものとして補え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
富士が丘6丁目
富士が丘
6丁目

請求 部分	所 在	三田市富士が丘五丁目				地 番	10番13			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	中二	座標系 番号又は 記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作 成 年月日	昭和62年7月20日				補 付 年月日 (原簿)			地 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月11日

神戸地方方法務局三田出張所

地図整理番号：M04148

(1/1)

縮版図

登記年月日：平成19年10月15日

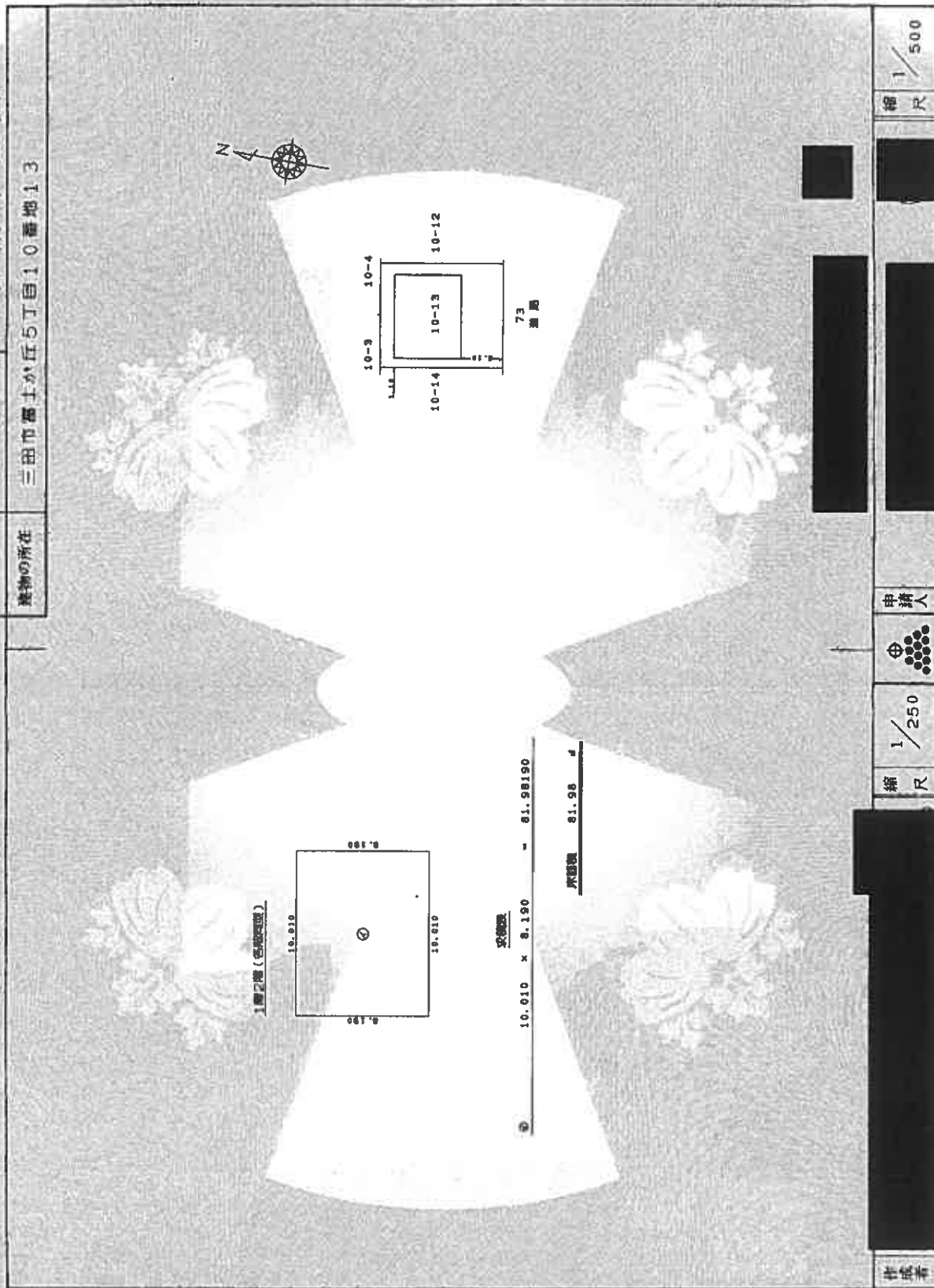
これは図面に記載されている内容を証明した縮版図である。
令和8年3月11日 神戸地方建設局 三田出張所

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 10番13

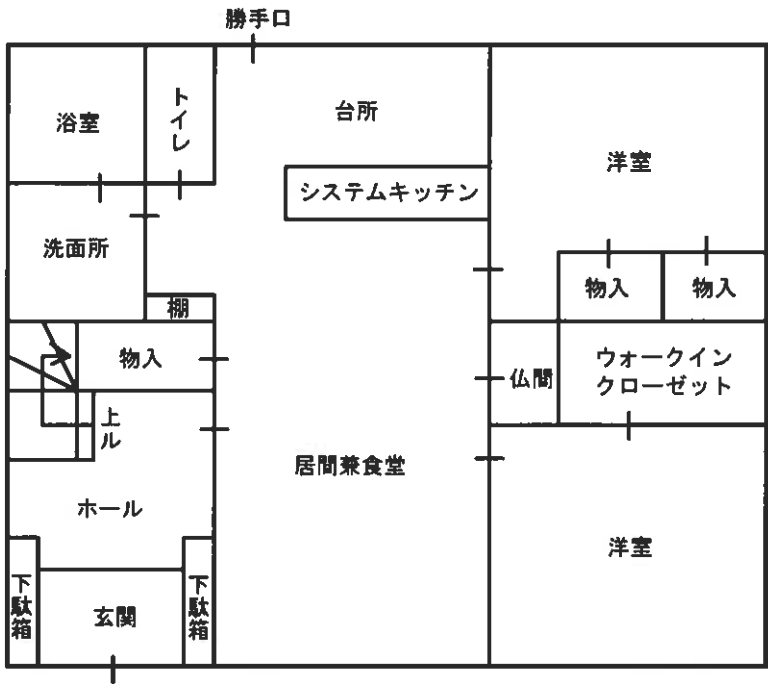
建物の所在 三田市富士が丘5丁目10番地13



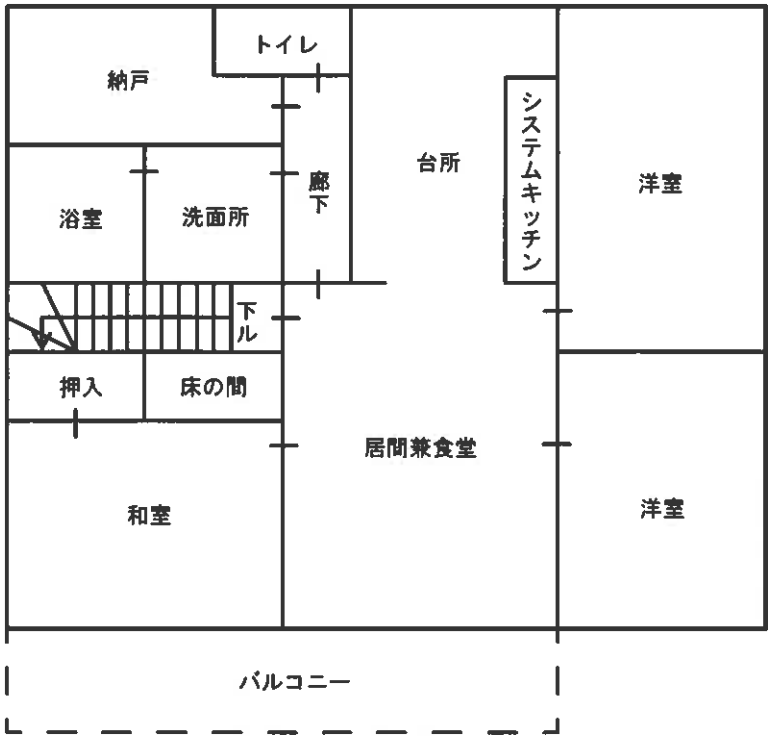
縮版図

地図登録番号：M04149

建物間取図



1 階



2 階

付 属 資 料

参 考 写 真

